

体罰等によらない 子育てを広げよう!

やめよう!
たたく



やめよう!
どなる



子どもへの体罰は法律で禁止されます。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。



みんなで育児を支える社会に

虐待かもと思ったら

いち はやく

189

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

※一部のIP電話からはつながりません。

虐待かもと思ったら、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

INDEX

| | |
|--------------------------|-----|
| 子どもの権利が守られる体罰等のない社会へ | P2 |
| しつけと体罰は何が違うのか | P4 |
| なぜ体罰等をしてはいけないのか | P6 |
| 体罰等によらない子育てのために(工夫のポイント) | P8 |
| 保護者自身の工夫のポイント | P13 |
| 子育てはいろいろな人の力と共に | P15 |

詳しくは 「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>



ご相談は まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

2020年
4月から
法律が
変わります!

子どもの権利が守られる 体罰等のない社会へ

子どもへの体罰等のない社会を 実現しましょう！

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながるものもあります。

こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されます。

法律の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。



体罰は「やむを得ない」と 思っていますか？

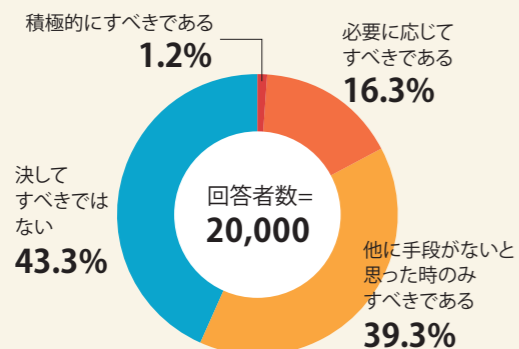
子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに、「子どものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていますか。

体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心などによって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。

全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

Column

しつけのために、子どもに体罰をすることに対して、約6割が肯定（2018年時点）



（国際NGOセーブ・ザ・チルドレン 報告書『子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して』発表—国内2万人のしつけにおける体罰等に関する意識・実態調査結果2018年より）

体罰等によらない子育てを 社会で応援しましょう

今回の法改正を踏まえた取組では、体罰禁止に関する考え方などを普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。

子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方が理解し、体罰等によらない子育てを応援し上げていくことが大切です。



しつけと体罰は 何が違うの？

しつけと体罰の関係って？

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されます。

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか？

これらは全て「体罰」です。

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。



暴言などの子どもの心を傷つける行為は？

体罰以外の怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言なども、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

こんなことしていませんか？

子どもの心を傷つける行為です。

- 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした



Column

虐待の定義

◎身体的虐待

- ・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外に締め込め、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・意図的に子どもを病気にさせる。……など

◎性的虐待

- ・子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)。
- ・子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせるなどの性的行為(教唆を含む)。
- ・子どもに性器や性交を見せる。
- ・子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。……など

◎ネグレクト

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- ・子どもの意思に反して学校などに登校させない。子どもが学校などに登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない(子どもが学校にいけな理由がある場合を除く)。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
- ・子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待などの行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。……など

◎心理的虐待

- ・ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- ・子どものきょうだいに、児童虐待を行う。……など



出典・参考：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

なぜ体罰等をしてはいけないのか

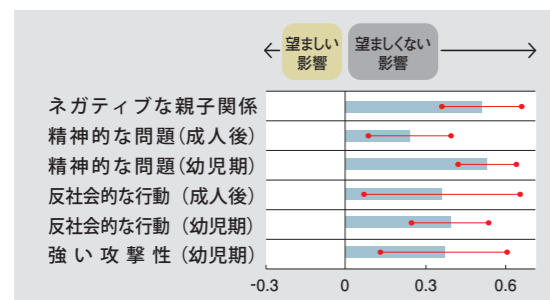
体罰等が子どもに与える悪影響

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、体罰等が繰り返されると、心身にさまざまな悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

親から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「一つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクはさらに高まると指摘する調査研究もあります(注1)。

手の平で身体を叩くなどの体罰は、親子関係の悪さ、周りの人を傷つけるといった反社会的な行動、攻撃性の強さなどとの関連が示されており、また、それらの有害さは、虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、深刻な身体的虐待と類似しているとする研究結果も見られます(注2)。

◎「親による体罰」の影響



右の青い棒グラフは、「親による体罰」が子どもの精神的な発達への影響の様々な面への影響を示す「効果量」を表しています。青い棒グラフの高さが正の値だと「望ましくない影響」を、負の値だと「望ましい影響」を及ぼすことを意味します。「親による体罰」はどの棒グラフも正の値を取っており、どの指標にも望ましくない影響を及ぼしていることがわかります。

[Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol. 2016]

出典のデータを用いてグラフを作成

虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ(心的外傷)となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子ども達の成長・発達に悪影響を与えます。

一方で、その後の適切な関わりや周囲の人々の支援により、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されています(注3)。社会全体で子どもが安心できる環境を整え、早期に必要なケアを行うことが重要です。

注1) 藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017

注2) ガーショフ他「手で叩く体罰と子どもの結果：これまでの議論と新しいメタアナリシス」2016

注3) 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「シンポジウム子どもに対する体罰等の禁止に向けて」2017

体罰等による悪循環

子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラして、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもあるかもしれません。叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心などから一時的に言うことを聞かなくてもいいかもしれませんが、これは、どうしたらよいかを自分で考えたり、学んでいるわけではありません。

このようなやりとりは、根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すこととなります。つまり、自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよい、と子どもが学びきっかけにもなり得ます。

子どもが保護者に恐怖心などを抱くと、信頼関係を築きにくくなるため、必要なときに悩みを相談したり、心配事を打ち明けたりすることが難しくなります。子どもが安心できる場であるはずの家庭が、自分の居場所であると感じられなくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまう可能性があります。

Column

子どもが持っている権利

- 大人に対する叩く、殴る、暴言を吐くといった行為が人権侵害として許されないのと同様に、子どももまた、尊厳を有する人権の主体であり、叩くなどの行為は人権侵害として許されません。
- 全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、2016年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています。

